

尼崎市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている尼崎市域を運行する公共交通事業者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって市民生活や経済活動を支える地域公共交通の機能維持に寄与することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条で定めた補助対象事業者の区分に応じ、別表2に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第2条で定めた補助対象事業者の区分に応じて尼崎市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1-1号、様式第1-2号)(以下「申請書兼請求書」という。)に次の各号に定める書類を添えて、本要綱の施行の日から令和5年1月末までの間に市長に提出しなければならない。

(1) 路線バス事業者

ア 令和4年2月1日から同年9月末までの実車走行距離のうち本市区域内に係るものが確認できる書類

イ 令和4年2月1日から同年9月末までの平均燃費が確認できる書類

ウ 令和3年1月1日から令和4年1月末までに購入した燃料の平均単価が確認できる書類

エ 令和4年2月1日から同年9月末までに購入した燃料の平均単価が確認できる書類

オ 兵庫県及び大阪府が実施する燃料価格高騰対策に係る補助金の合計が確認できる書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) タクシー事業者

ア 事業許可を証する書類等の写し

イ 補助対象事業者が有する本市域内の営業所におけるタクシーの保有台数が確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があったときは、審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、尼崎市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)を補助対象事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までに掲げる者のいずれかに該当するとき。
- (4) 本要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付する必要がないと認めたとき。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、既に当該取消しに係る部分に相当する額の補助金が交付されているときは、直ちに、当該額の補助金を市長に返還しなければならない。

(交付決定の変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたのち、その内容を変更しようとするときは、尼崎市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援交付決定変更申請書(様式第3号)(以下「交付決定変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 市長は前条の規定により交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、尼崎市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金交付決定変更通知書(様式第4号)(以下「交付決定変更通知書」という。)を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の変更に必要な条件を付すことかできる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後、その交付決定に係る申請の取下げをするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助対象事業者は、交付決定の変更申請等により、既に交付を受けている補助金に過払いが生じる場合は、速やかに当該過払い部分に係る補助金を市長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助対象事業者については、第6条及び第10条並びに第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関連)

事業種別	補助対象事業者
路線バス	<p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者。</p> <p>ただし、地方公営企業及び高速バス路線事業者は除く。</p>
タクシー	<p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、市内に営業所を有し、令和 4 年 9 月末時点において事業を営んでおり、かつ令和 5 年 3 月末まで事業を継続する意思があるもの。</p> <p>（令和 4 年 10 月以降に事業を継承し、かつ令和 5 年 3 月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）</p> <p>ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。</p>

別表 2 (第 3 条関連)

事業種別	補助金額
路線バス	<p>算定式：{(A) - (B)} もしくは、13.1 円/L のいずれか低い額 = (C) (C) × (D) / (E) - (F) ※ただし、千円未満は切捨てる。</p> <p>(A) 令和 4 年 2 月 1 日から同年 9 月末までに購入した燃料の平均単価 (円/L) (B) 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 月末までに購入した燃料の平均単価 (円/L) (C) 燃料価格高騰単価相当分 (円/L) (D) 本市域内における令和 4 年 2 月 1 日から同年 9 月末までの実車走行距離の合計 (km) (E) 令和 4 年 2 月 1 日から同年 9 月末までの平均燃費 (km/L) (F) 兵庫県及び大阪府が実施する燃料価格高騰対策に係る補助金の合計 (円)</p>
タクシー	<p>算定式：車両数 (※) × 6,000 円/台</p> <p>※車両数とは、令和 4 年 9 月末時点において本市域内の営業所に配置されている車両数を上限とする。</p> <p>ただし、以下の車両は除く。</p> <p>①福祉輸送など用途を限定して使用する車両 ②未車検等休車扱いとしている車両（新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例（休車特例）を受けた車両を含む）</p> <p>なお、申請後、令和 5 年 3 月末までに休車・処分・廃業等により稼働する車両数が減少し、補助金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>